

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
規制の名称	要緊急対処特定外来生物の指定	
規制の区分	改正（拡充）	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室	
評価実施時期	令和4（2022）年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ヒアリについては、定着国におけるアナフィラキシーショックによる死亡例や深刻な農業被害等が報告されており、国内に定着すれば生態系のみならず人の生命や身体への重大な損害を与えるおそれがある。また、ヒアリの女王アリは1日に数千程度の卵を産むとされるなど繁殖スピードが高く、日本でも2017年の初確認以降2022年9月までに計90件の港湾等でのヒアリの発見事例があり、拡散やまん延を防ぐための対策が急務となっている。</p> <p>課題の発生原因としては、海外から輸入される貨物やそのコンテナに付着して非意図的に侵入するものであるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）による輸入禁止（通関時の種類等の確認）のみでは対応が難しく、通常の特定期外来生物に係る通関前の検査や消毒廃棄命令のみでは早期発見やその後の対応が十分にできない状況であり、これが拡散やまん延のリスクを広げている。</p> <p>これらの事態に対応するため、ヒアリ類（ヒアリ及びその近縁種）を要緊急対処特定外来生物（まん延した場合に著しく重大な生態系等に係る被害を生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該生物を発見した場合において検査、防除その他拡散防止のための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるもの）に指定する。</p> <p>これにより、主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）により改正した法（以下、「改正外来生物法」という。）第4章の3の各規定に基づき、要緊急対処特定外来生物が存在しているおそれのある物品、土地、施設等の検査、疑いのある生物が付着している場合の移動制限・禁止命令、関係事業者等に対する報告徴収及び当該要緊急対処特定外来生物が存在している物品、土地、施設等の消毒命令等を行うことができる。また、改正外来生物法第24条の7により、主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入に伴う要緊急対処特定外来生物のまん延の防止のための事業者の対処指針を策定するものとされており、事業者に対して当該指針に係る取組に関する報告徴収、勧告、命令等を行うことができる。</p>	
想定される代替案	改正外来生物法により要緊急対処特定外来生物に係る規制は定められているため、現状の特定外来生物への指定のままとし要緊急対処特定外来生物に指定しないことその他に代替案が想定し難いが、それではヒアリ類対策として十分な効果を見込むことができない。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	消毒廃棄に係る費用：年間1,190万円 ヒアリ侵入の防止対策：(ワンプッシュ	上陸禁止物品が多数となり、少なくとも左記費用よりも高額となる。

		式殺虫剤で消毒を行う場合) 約 1 億 3,035 万円 等	
	行政費用	報告徴収: 仮に年間件数を 17 件とすると 9 万円程度	事前把握困難
直接的な効果 (便益) の把握		下記費用の削減 定着初期防除費用: 6 億 8,300 万円 日本全土定着時被害額: 最大で年間 6,560 億円	定着リスクが残るため、定着時に左記の費用が発生する可能性あり。
副次的な影響及び波及的な影響の把握		ヒアリ類への規制強化による検査技術の向上や各事業者でのヒアリ類侵入防止の取組の促進	積極的な事業者の取組による技術的發展
費用と効果 (便益) の関係		費用としては、ヒアリ対策としてより高額なヒアリ侵入防止のための対策費用 (ワンプッシュ式殺虫剤で消毒した場合の 1 億 3,035 万円) が満額かかるとしても、効果 (初期の防除費用約 6 億 8,300 万円、日本全土への定着後の被害額 (最大) 約 6,560 億円) が大きいため、明らかに効果 (便益) が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項		法改正の審議時点からヒアリ類の要緊急対処特定外来生物への指定については議論を重ねてきたほか、法第 2 条第 3 項及び同条第 4 項の規定において、要緊急対処特定外来生物への指定の政令の制定又は改廃に当たって生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「特定外来生物等専門家会合」(令和 4 年 9 月～10 月にかけて開催) にて、ヒアリによる他国での被害実態や国内における被害額の推計等も含めた情報を踏まえてヒアリ類の指定について意見聴取を行った上で、要緊急対処特定外来生物に指定することが必要とされた。	
事後評価の実施時期等		当該規制については、施行から 5 年後 (令和 10 年) に事後評価を実施する。	
備考			